

出荷制限指示後の管理の考え方

－たけのこ－

たけのこの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

なお、県はたけのこ生産者の的確な把握に努めるとともに、市町村ごとに出荷初期段階における検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、既に出荷制限が指示された木更津市、市原市、我孫子市、栄町、柏市、八千代市、白井市、船橋市に加えて芝山町の協力を得て、たけのこの出荷制限が指示された当該市町における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された木更津市、市原市、我孫子市、栄町、柏市、八千代市、白井市、船橋市及び芝山町産のたけのこを扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された木更津市、市原市、我孫子市、栄町、柏市、八千代市、白井市、船橋市及び芝山町産のたけのこが販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるたけのこについては、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。